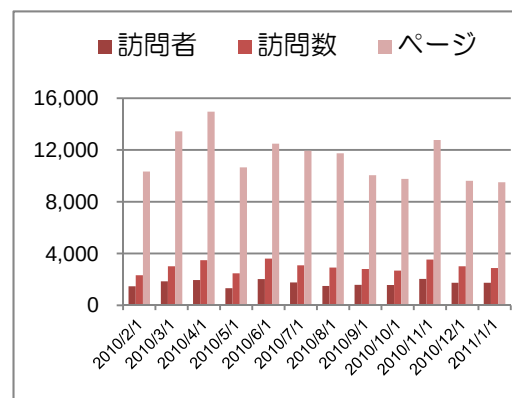


木造住宅・建築物等の整備推進に関する調査・普及・技術基盤強化 成果報告書

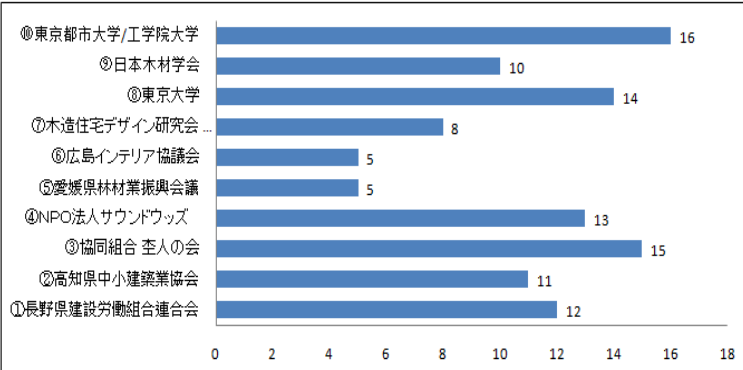
事業の名称	木造住宅・建築物等に関する普及を行う事業
事業者情報	事業者名：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 事業担当者名：岡林 祥一 連絡先：03-3560-2882
補助事業の区分	木造住宅・建築物等の整備推進に関する ①調査を行う事業 ②普及を行う事業 ③技術基盤強化を行う事業 以上の①から③の中から該当するものを選択し、○をつけて下さい。
1. 事業の概要 ①「木のまち・木のいえ推進フォーラム」大会・幹事会の開催 産学官が共同して木造化を推進するために設立された「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の林業・木材・建築の団体を代表する幹事が一同に会し、直接的に各業界や一般の方々に向け、木材利活用を推進するために開催する大会や木造住宅・建築物の普及のためのフォーラム活動を議論する幹事会を開催する事業。 ② フォーラムHPを活用した普及事業 木造住宅事業者や林業・木材関連産業の事業者、関係団体等への幅広い情報発信のため、幹事会における検討内容や木造化へ向けた指針、リレーフォーラムの実施状況、国土交通省・林野庁・地方公共団体等の関連施策および補助事業、様々な団体で開催される勉強会・講習会・関連イベント等について、フォーラムホームページを活用し情報発信を行う事業。及び、フォーラムの活動内容を広く周知するためのパンフレットやポスター等の紙媒体等での普及・展開を行う事業。 ③ モバイル情報端末機器及び e-ラーニングによる木材・木造に掛かる基礎知識を発信する事業 木材・木造に関する正しい基礎知識をより多くの木造関連技術者や一般の人々に普及していくために、携帯性に優れ、時間や場所にとらわれず学習できる「iPhone、iPad、iPod touch」等に向けたアプリを開発し発信すると共に、ネットを使い木材・木造に関する基礎知識を、本格的に繰り返し学習できる環境を整備する事業。 ④「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」の指導・助言を行う事業 国土交通省・林野庁共同プロジェクトと位置付けられた「木のまち・木のいえ担い手育成拠点事業」において、事業の推進する事務局としてアドバイザー委員会を設置し、拠点の選定及び各拠点の作成した事業仕様書に沿って的確に事業が遂行されているかどうかの確認および指導を行う事業。	

※本報告書は各ページ毎に1つの項目を記載することとし、全3ページとする。なお、本報告書以外にも別添の資料がある場合は2枚を限度に本報告書に添付すること。

事業の名称	木造住宅・建築物等に関する普及を行う事業
2. 事業で得られた成果 ①「木のまち・木のいえ推進フォーラム」大会・幹事会の開催の成果 大会は、2010年4月24日に芝浦工業大学豊洲キャンパス（大講義室）で約350人の産学官の関係者が集い、「木造建築のちから」と題し開催された。各担当幹事から、21年度に全国6カ所で開催されたりレーフォーラムの報告等が行われ、盛況のうちに閉会した。 幹事会は、第3回～5回までの3回が開催され、各回とも17名の理事90%以上の出席を得て、公共建築物等木造化法案の施行を受けた中大規模木造の推進における課題について議論やその育成のためのツール開発に対する意見、木造建築物に係る人材育成のあり方についての議論がなされた。 ② フォーラムHPを活用した普及事業の成果 フォーラムホームページは、特に国土交通省・林野庁・地方公共団体等の関連施策および補助事業、様々な団体で開催される勉強会・講習会・関連イベント等についての貴重な情報源として、開設以来、平均して毎月約3,000のアクセス数を持つなど多くの訪問者を得ている。また、フォーラム会員に向けた定期的なメールでのお知らせによる情報を発信、WGの調査におけるHP Webアンケート等においても迅速な回答を得ている。 ③ モバイル情報端末機器及びeラーニングによる発信事業の成果 木材・木造に関する正しい基礎知識を普及していくためのiアプリとして「建築技術教育普及センター」が実施している木造建築士試験の過去問題を掲載する許可のもとに開発した。 また、eラーニングにおいても、木材・木造の基礎知識編として有馬先生をはじめとした3つのコンテンツが揃い、受講するeラーニング会員の募集が終了し次第、順次稼働していく。 ④「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」の指導・助言を行う事業の成果 学識経験者による審査委員会により採択された10拠点ごとに、大工技能者育成や木材利用、木造建築設計を専門とする有識者7名のアドバイザーを選任し、担当する拠点に数回派遣し、事業仕様書に沿って的確に事業が遂行されているかどうかの確認および指導を行った。指導・助言にあつては、月1回のアドバイザー会議を開き、共通認識のもとに指導の方向性や確認を行った。	



※本報告書は各ページ毎に1つの項目を記載することとし、全3ページとする。なお、本報告書以外にも別添の資料がある場合は2枚を限度に本報告書に添付すること。

事業の名称	木造住宅・建築物等に関する普及を行う事業																						
3. 今後の展望及び成果の普及方法 ①「木のまち・木のいえ推進フォーラム」大会・幹事会 「木のまち・木のいえ推進フォーラム」幹事会は、木造建築物を推進する有識者及び林業・木材・建築の団体を代表する幹事により構成されており、業界では一定の発言権をもち受け入れられているが、業界のまとめ役や牽引役として、一層、連携を深めた活動母体としての役割を担わなければならない。 フォーラムは、現在、会員数約 1,000 人をもつ会に成長しており、上記幹事のみならずフォーラムに期待を寄せている会員の意見を反映した「場」として活動をさらに推進して行く。 ② フォーラムHPを活用した普及事業 フォーラムHPは、「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の普及ツールとしての役割を担っている。フォーラムに期待を寄せている会員の意見を反映させるために、意見交換の場として「ネットフォーラム」が開催されているが、さらに今後この活動を活発化させると共に、イベント情報・国交林野からのお知らせ・助成制度の募集情報も充実させていく。 ③ モバイル情報端末機器及び e-ラーニングによる木材・木造に掛かる基礎知識の発信 国家資格となっている「木造建築士」を、木造建築の基礎的な知識レベルと位置づけ、最初に試行する i アプリとして「木造建築士試験問題」を開発した。アプリの特色として、問題の出題形式を「全体からランダム」「カテゴリ別にランダム」「模擬試験」など、勉強をする側の苦手分野を減らし、偏りのない学習を可能としている。本アプリは、アップして 15 日足らずであるが、初日に 72 件のダウンロードを記録し、累計 340 あまりが普及している。今後、「木造基礎用語辞典」「木造基礎知識」を開発していく。  ④「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」の指導・助言を行う事業 「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」は、国土交通省・林野庁共同プロジェクトとして始められた。この事業に対する期待は多く、奇しくも 3 月 11 日の成果発表会の日、東北関東大震災の日となったが、多くの参加者を得て「担い手育成事業」への期待が窺える結果となった。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩ 東京都市大学/工学院大学</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>⑨ 日本木材学会</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>⑧ 東京大学</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>⑦ 木造住宅デザイン研究会</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>⑥ 広島インテリア協議会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>⑤ 愛媛県林材業振興会議</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>④ NPO法人サウンドウッズ</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>③ 協同組合 奎人の会</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>② 高知県中小建築業協会</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>① 長野県建設労働組合連合会</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		組織名	参加者数	⑩ 東京都市大学/工学院大学	16	⑨ 日本木材学会	10	⑧ 東京大学	14	⑦ 木造住宅デザイン研究会	8	⑥ 広島インテリア協議会	5	⑤ 愛媛県林材業振興会議	5	④ NPO法人サウンドウッズ	13	③ 協同組合 奎人の会	15	② 高知県中小建築業協会	11	① 長野県建設労働組合連合会	12
組織名	参加者数																						
⑩ 東京都市大学/工学院大学	16																						
⑨ 日本木材学会	10																						
⑧ 東京大学	14																						
⑦ 木造住宅デザイン研究会	8																						
⑥ 広島インテリア協議会	5																						
⑤ 愛媛県林材業振興会議	5																						
④ NPO法人サウンドウッズ	13																						
③ 協同組合 奎人の会	15																						
② 高知県中小建築業協会	11																						
① 長野県建設労働組合連合会	12																						

※本報告書は各ページ毎に 1 つの項目を記載することとし、全 3 ページとする。なお、本報告書以外にも別添の資料がある場合は 2 枚を限度に本報告書に添付すること。